

家畜保健衛生所たより

個体識別番号の耳標装着を適切に行いましょう。

本年2月24日、さいたま市が牛個体識別番号の重複により、誤った個体識別番号の耳標を装着した牛が出荷され、と畜場において本来受けるべきBSE検査を受けずに流通していた事案について公表しました。

今回の事案は、牛の管理者が当該牛の両耳の耳標が脱落したため、耳標の再発行を申請したが、その際、誤った個体識別番号で申請したため、誤った個体識別番号の耳標が装着され、そのままと畜場に出荷されたことによるものです。

牛の管理者は、誤った個体識別番号で耳標の再発行申請や再装着を防止するため、以下のルールを守りましょう。

- ① 耳標が脱落した牛の個体識別番号を適切に確認し、速やかに再発行申請を行うこと
- ② 再発行された耳標を装着する際、装着する牛の個体識別情報を確認し、間違いなく装着すること

牛の出生や異動の届出は、速やか、かつ、正確に行いましょう。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817